



2024年度

介護保険改定【デイサービス関連】

南大阪介護事業所連盟 井上 裕雄



介護報酬改定について

■ 改定率 **+1.59%**

- ・ 介護職員の処遇改善 +0.98% (令和6年6月から)
- ・ その他の改定率 +0.61%

(賃上げ税制を活用しつつ介護職員以外の処遇改善を実現できる水準)

■ その他の効果

- ・ 処遇改善の1本化 水光熱費基準費用額の増額 +0.45%

合計 **2.04% 相当の改定**



改定の基本的な視点

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 自立支援と重度化防止
- 3 介護サービスの良質かつ効率的な提供のための
働きやすい職場づくり
- 4 制度の安定性と持続可能性の確保



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 質の高い公正中立なケアマネジメント

- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

- 医療と介護の連携の推進

- 在宅における医療ニーズへの対応強化
- 在宅における医療・介護の連携強化
- 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
- 高齢者施設等と医療機関の連携強化

- 看取りへの対応強化

- 感染症や災害への対応力向上

- 高齢者虐待防止の推進

- 認知症の対応力向上

- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し



○他のサービス事業所との連携によるモニタリング

- ・ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
【省令改正】
 - ア 利用者の同意を得ること。
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。



○他のサービス事業所との連携によるモニタリング

- ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

手順1

利用者の同意



サービス担当者会議等
での合意



合意事項

- ・利用者の状態が安定している
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる
- ・他のサービス事業者との連携により情報を収集する



○ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

- ・ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

手順2



サービス事業者と
連携して情報収集



オンラインでの
モニタリングが可能



テレビ電話装置等
を活用した面談



■ 感染症や災害への対応力向上

・ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>
業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）



■ 感染症や災害への対応力向上

■ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

令和7年3月31日までの間、

- ① 感染症の予防 及び まん延の防止のための指針の整備
- ② 非常災害に関する具体的計画の策定

を行っている場合には、減算を適用しない。

訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない



■ 感染症や災害への対応力向上

■ 業務継続計画策定について その他の記載

- 1年間の経過措置期間中に**全ての事業所**で計画が策定されるよう、**事業所間の連携**により計画策定を行って差し支えない。
- 小規模事業所の計画策定支援に取り組む
- 介護サービス情報公表システムに**登録すべき事項**に業務継続計画に関する**取組状況**を追加する。



■ 感染症や災害への対応力向上

・ 業務継続計画策定について その他の記載

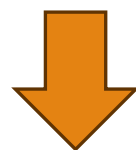
- ・ 県別の計画策定状況を公表（指定権者による取組を促す）
- ・ 業務継続計画を**策定済みの施設・事業所**について
地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、
指定権者による継続的な指導を求める。



BCP策定イメージ（連絡会・連盟）

未策定の事業所の場合

事業所間連携により策定



策定済の事業所の場合

地域特性に合わせていく
【指定権者と連携】

- ・ 南大阪介護事業所連盟ホームページ
- ・ 研修動画の視聴
⇒ ダウンロード
- ・ フォローアップ研修
⇒ 感染症・災害テンプレートの使い方 等

- ・ 合同研修・合同委員会の実施
- ・ 机上訓練の合同実施 等



■ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止の推進

告示改正

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)



■ 高齢者虐待防止の推進

虐待の発生又はその再発を防止するための措置

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための**委員会の開催**
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 担当者を定める

* 福祉用具は **3年間**の経過措置期間



■ 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合（義務付け）

- ① その態様及び時間
- ② その際の利用者の心身の状況
- ③ 緊急やむを得ない理由を記録



■ 通所介護・地域密着型通所介護における 認知症加算の見直し

算定要件 1

- ① 指定の員数に**加えて**看護職員又は介護職員を常勤換算で
2以上確保
- ② **前年度**又は算定日が属する月の前**3月間の利用者の総数**のうち
介護を必要とする**認知症者**の占める割合が**100分の15以上**



■ 通所介護・地域密着型通所介護における 認知症加算の見直し

算定要件

- ③ 認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を **1名以上** 配置
- ④ 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する **事例の検討** や **技術的指導** に係る **会議を定期的** に開催



■ 自立支援・重度化防止に向けた対応

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFEを活用した質の高い介護



■ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

通所介護等における入浴介助加算の見直し

告示・通知改正

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、見直しを行う。

【単位数】

< 現行 >

入浴介助加算 (I) 40単位/日

入浴介助加算 (II) 55単位/日



< 改定後 >

変更なし

変更なし



■ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

【算定要件】

入浴介助加算 I（追加部分）

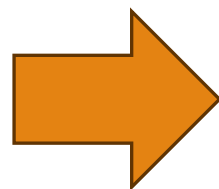
入浴介助に関わる職員に対し、**入浴介助に関する研修等を行う**こと



■ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

入浴介助加算Ⅱ（追加部分）

医師等に代わり介護職員が訪問し、**医師等**の指示のもと情報通信機器等を活用して状況把握を行い、**医師等**が評価・助言する場合も**算定可能**





■ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

入浴介助加算Ⅱ（追加部分）

<訪問可能な職種> **医師等の部分**

医師、理学療法士、作業療法士、**介護福祉士**、介護支援専門員、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、**機能訓練指導員**、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者



■ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

入浴介助加算Ⅱ（追加部分）

- ・ 個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載

個別の入浴計画の作成に代えることができる。

- ・ 利用者の居宅の状況に近い環境

福祉用具等を設置する事で利用者の居宅の浴室の状況を再現



■ LIFEを活用した質の高い介護

アウトカム評価の充実のための加算等の見直し

【単位数】

<現行>

ADL維持等加算（Ⅰ） ADL利得（※）が1以上
ADL維持等加算（Ⅱ） ADL利得が2以上

<改定後>

ADL利得が1以上
ADL利得が3以上（アウトカム評価の充実）

- ADL利得の計算方法について

初回の要介護認定から12月以内の者や他の事業所が提供する

リハビリテーションを併用している場合における要件を簡素化



■ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- **介護職員の処遇改善**
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- **効率的なサービス提供の推進**



■ 介護職員の処遇改善（令和6年6月施行）

- ・ 令和6年度 2.5%（6月から） 令和7年度 2.0% **加算率の引上げ**
- ① 介護職員処遇改善加算 ② 介護職員等特定処遇改善加算
- ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

各区分の要件 及び 加算率を 組み合わせた**4段階**の

「介護職員等処遇改善加算」に**一本化**



■ 介護職員の処遇改善（令和6年6月施行）

< 現行 >

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7%
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	10.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	5.5%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	6.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	4.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	2.4%

< 改定後 >

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	24.5%	(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	22.4%	(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	18.2%	(新設)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	14.5%	(新設)



- 事業所内での柔軟な**職種間配分**
- 月額賃金改善に関する**要件及び職場環境等要件**を見直す



■ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

管理者の責務について

利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと。

兼務できる事業所の範囲について

責務を果たせる場合、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなく
ても差し支えない



■ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

事業者が外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合

就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えない

算定要件

- ・ 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制
- ・ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備



■ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し





■ 通所介護、地域密着型通所介護における 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し

単位数

<現行>

個別機能訓練加算 (I) イ 56単位/日
個別機能訓練加算 (I) ロ 85単位/日
個別機能訓練加算 (II) 20単位/月

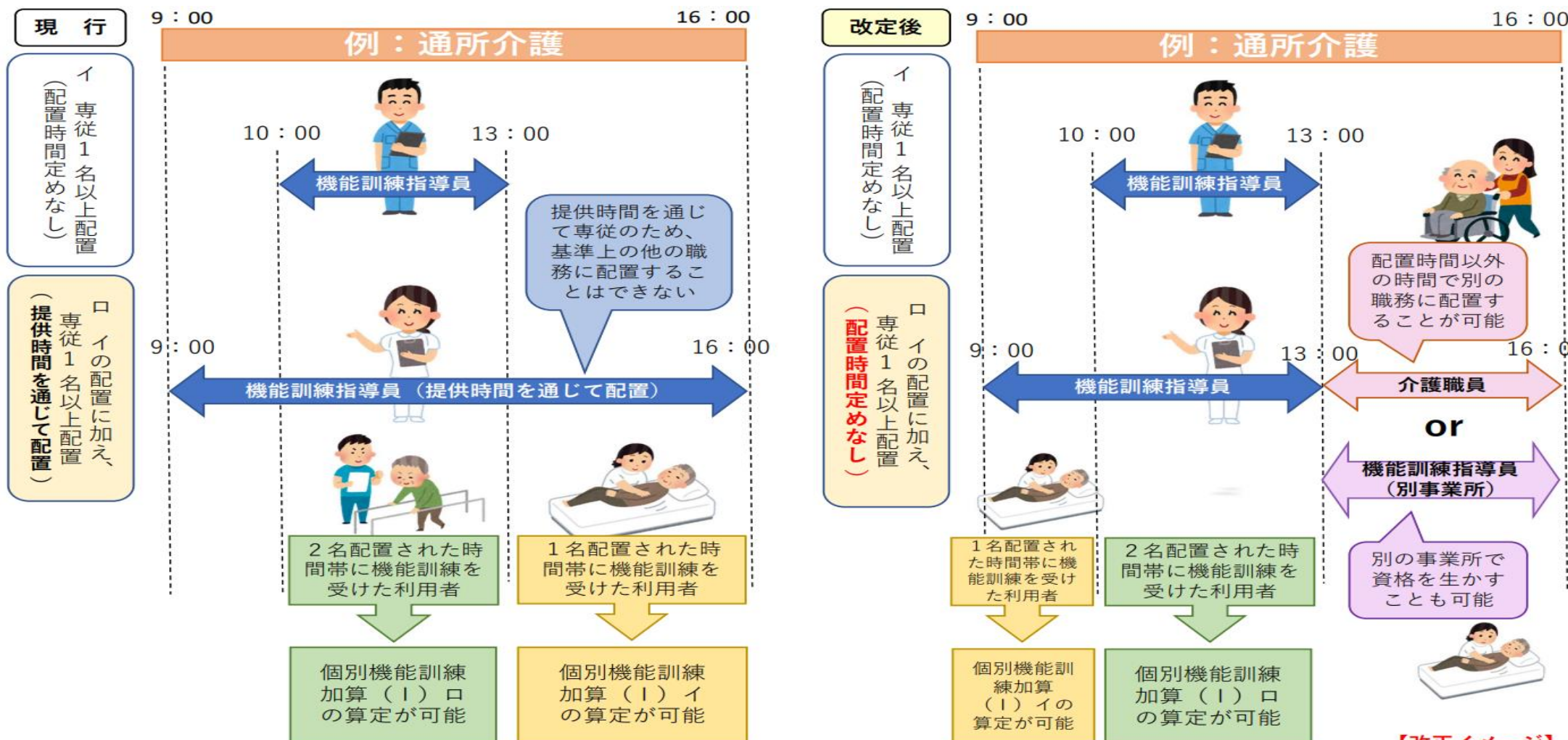
<改定後>

変更なし
個別機能訓練加算 (I) ロ **76**単位/日 (変更)
変更なし

個別機能訓練加算 (I) ロ

機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件 ⇒ **配置時間の定めなし** に緩和

■ 通所介護、地域密着型通所介護における 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し





■ 制度の安定性・持続可能性の確保

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化



■ その他

5. その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分



■ 【書面掲示】規制の見直し

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について （令和7年度から義務付け）

- ① 「**書面掲示**」に加え、
- ② 原則として重要事項等の情報を**ウェブサイト**に掲載・公表する。



■ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

利用者の送迎について（原則 自宅と事業所間）

- ・ 運営上**支障が無く**、利用者の**居住実態**（例えば、近隣の親戚の家）
がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。



■ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

○ 他事業所の利用者との同乗が可能

- 他事業所の従業員が**自事業所と雇用契約**を結び、
自事業所の従業員として**送迎を行う**場合
 - 委託契約において**送迎業務を委託**している場合（共同送迎を含む）
- * 責任の所在等を**明確にする**。

同一敷地内・併設・隣接事業所などの障害福祉サービス事業所とも可能



基本報酬の見直し（通所介護）

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

通常規模型

< 現行 >

< 改定後 >

要介護1	655単位
要介護2	773単位
要介護3	896単位
要介護4	1,018単位
要介護5	1,142単位



658単位
777単位
900単位
1,023単位
1,148単位

大規模型 I

< 現行 >

< 改定後 >

要介護1	626単位
要介護2	740単位
要介護3	857単位
要介護4	975単位
要介護5	1,092単位



629単位
744単位
861単位
980単位
1,097単位

大規模型 II

< 現行 >

< 改定後 >

要介護1	604単位
要介護2	713単位
要介護3	826単位
要介護4	941単位
要介護5	1,054単位



607単位
716単位
830単位
946単位
1,059単位



基本報酬の見直し（地域密着型通所介護）

単位数

○地域密着型通所介護（1回あたり）※7時間以上8時間未満の場合

	< 現行 >		< 改定後 >
要介護1	750単位		753単位
要介護2	887単位		890単位
要介護3	1,028単位	➡	1,032単位
要介護4	1,168単位		1,172単位
要介護5	1,308単位		1,312単位

○療養通所介護

	< 現行 >		< 改定後 >
療養通所介護	12,691単位		12,785単位（1月あたり）
短期利用の場合	（新設）	➡	1,335単位（1日あたり）

基本報酬の見直し（認知症対応型通所介護）



単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

単独型

	< 現行 >	< 改定後 >
要支援 1	859単位	861単位
要支援 2	959単位	961単位
要介護 1	992単位	994単位
要介護 2	1,100単位	1,102単位
要介護 3	1,208単位	1,210単位
要介護 4	1,316単位	1,319単位
要介護 5	1,424単位	1,427単位

併設型

	< 現行 >	< 改定後 >
要支援 1	771単位	773単位
要支援 2	862単位	864単位
要介護 1	892単位	894単位
要介護 2	987単位	989単位
要介護 3	1,084単位	1,086単位
要介護 4	1,181単位	1,183単位
要介護 5	1,276単位	1,278単位

共用型

	< 現行 >	< 改定後 >
要支援 1	483単位	484単位
要支援 2	512単位	513単位
要介護 1	522単位	523単位
要介護 2	541単位	542単位
要介護 3	559単位	560単位
要介護 4	577単位	578単位
要介護 5	597単位	598単位

ここからは

留意事項通知等にて改正の予定
適用時期はこれら通知等にて確認

■ 人員配置基準における両立支援への配慮

・ 「常勤」について

- ① 育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合
- ② 「治療と仕事の両立ガイドライン」

で事業者が設ける 短時間勤務制度等を利用する場合

週30時間以上の勤務で「**常勤**」として**扱う**ことを認める。

■ 人員配置基準における両立支援への配慮

・ 「常勤換算方法」の計算

週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も**1**（常勤）と**扱う**ことを認める。

- 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合
の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
-

通所介護費等の所要時間について

- ① 利用者の心身の状況（急な体調不良等）
- ② 積雪等をはじめとする急な**気象状況の悪化等**による
やむを得ない事情についても考慮する。

■ 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合 の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

所要時間による区分の取扱い

現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等
を行うための標準的な時間

やむを得ず短くなった場合

計画上の単位数を算定して差し支えない

* 計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合

計画を変更の上 変更後の所要時間に応じた単位数を算定

- 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合
の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
-

やむを得ずの部分

- ① 利用者の心身の状況（急な体調不良等）
に加えて
- ② 降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と
事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合

- リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
-

リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る 一体的計画書について

- ・ 記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。



■ 科学的介護推進体制加算の見直し

1. 加算の様式について入力項目の**定義を明確化**
他の加算と共通している**項目の見直し**等を実施。
2. LIFEへのデータ提出頻度について
少なくとも「**6月に1回**」から「**3月に1回**」に見直す。
3. 初回のデータ提出時期について
他のLIFE関連加算と**揃える**ことを**可能**とする。



■ LIFEを活用した質の高い介護

○ LIFE関連加算に共通した見直し

- 「6月に1回」⇒「3月に1回」に見直す
- 入力項目の定義の明確化
- 他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
- 同一利用者で複数の加算を算定する場合
一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする



■ テレワークの取扱い

人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して

1. 個人情報適切に管理していること
2. 利用者の処遇に支障が生じないこと 等

取扱いの**明確化**・職種や業務ごとに**具体的な考え方**を示す。

ご清聴ありがとうございました